

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第12期第14回島根海区漁業調整委員会が平成19年10月2日に松江勤労者総合福祉センター（愛称：松江テルサ）で開催されましたので、会議の概要をお知らせします。



1. 漁業権一斉切替えのための漁場計画樹立基本方針について（協議）

平成20年9月から予定されている定置漁業権及び区画漁業権の次期一斉切替えに当たり、漁業法第11条の規定によりあらかじめ行うこととされている漁場計画について、その樹立に当たって県の基本的方針案が示され、その審議が行われました。方針案は国の指導通達に則したもので、従前の切替え時の内容と基本的には変わっていません。審議の結果、事務局が示した方針案に沿って作業を進めることになりました。

今後の作業日程は下記のとおりです。

【作業日程】

○漁民の要望調査	平成19年10月中旬
○漁場計画の素案完了	平成19年11月上旬
○委員会協議	平成19年11月
○関係機関協議	平成19年12月
○漁場計画原案作成完了	平成19年12月末まで
○委員会諮問・公聴会	平成20年1月
○漁場計画の決定及び公示	平成20年2月
○免許申請期間	平成20年3～7月
○適格性・優先順位審査	平成20年8月
○委員会諮問・答申	平成20年8月
○免許、公示	平成20年9月1日

2. 漁業法及び水産資源保護法の一部改正と漁業調整規則の見直しについて（報告）

先の事務局だよりでも紹介しましたが、近年、漁業調整規則において定められた漁業の許可制又は禁止に違反した密漁行為が横行しており、それは漁業調整規則に基づく罰則が低いことがその一因としてあることから、これに対応する措置として、国において漁業法及び水産資源保護法の一部改正作業が進められ、本年6月に公布されました。本法は平成20年4月1日から施行されますが、このたび、都道府県の漁業調整規則改正の為に規則例が水産庁から示されました。

そのことを受け、県では、来年4月1日からの法施行に併せ、本県漁業調整規則改正の作業に入ることとし、改正に当たっての基本的な考え方と検討すべき項目の報告がありました。基本的な考え方と検討項目については、以下のとおりです。

【基本的な考え方】

都道府県漁業調整規則例に準じた改正を行う他、サザエ・アワビの密漁に対応した漁業許可制が可能かどうか検討する。

【具体的な検討事項】

1. 漁業の許可について

【特定の水産動物の採捕を目的として営む漁業】

- ・もじゃこ漁業、さんご漁業

【特定の漁業の方法により営む漁業】

- ・底建網漁業の新設
 - ・すくい網漁業のただし書きの変更
 - ・その他
2. 漁業の禁止について
 3. 禁止区域等について
 4. 漁獲成績報告書について

3. 隠岐海区における小型機船底びき網漁業の許可について（報告）

隠岐海区において約35年ぶりに着業のあった小型機船底びき網漁業が紹介されました。石見地区許可船の廃業見合いで、1隻の許可があったもので、隠岐の島町西郷港を根拠とするものです。9月4日から操業を開始しており、比較的順調な操業が行われているとのことでした。

4. 日韓漁業問題について（報告）

日韓漁業問題については、交渉の経過や違法操業の監視・取締状況を適宜委員会に報告していますが、今回は、今年度行われた県の重点要望の内容、前回の報告以降に開催された日韓民間漁業者団体間協議及び日韓漁労長代表者会議の概要が報告されました。

日韓漁業問題の解決に向けての進展については、民間協議において隠岐北方の暫定水域におけるズワイガニ漁場の交代利用で、2007年11月1日からの漁場交代ルール、合意事項の実効性確保措置等について合意が得られましたが、以前から国に要望してきた以下の提案事項については殆ど進展が見られていません。

【提案事項】

- ①竹島の領土権を確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。
- ②それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。
- ③我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締の充実強化を図ること。

5. 平成20年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について（協議）

平成20年度に全国海区漁業調整委員会連合会から関係省庁に要望する事項について、全国各海区からの要望を全国のブロックごとに取りまとめることになっており、島根県からは、昨年度と同様な「山陰沖の漁業秩序の確立について」を島根県連合海区として日本海ブロック会議に継続提案したい旨の協議がありました。

提案の内容は上記4.の「日韓漁業問題について」と同様で、島根県の漁業にとってもっとも重要な事項です。

審議の結果、提案の内容に異存はなく、この後開催される隠岐海区にも諮って、仮にそこで意見等あれば事務局調整の上、島根県連合海区会長に文案等の判断を一任することで了解されました。

問い合わせ先
島根海区漁業調整委員会
事務局
TEL 0852-22-5950